

出雲市告示第 86 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による「島根原子力発電所2号機の再稼働について、市民の意向を問い、市民の意思を的確に反映させる出雲市住民投票条例」の制定請求を令和4年3月11日に受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和4年(2022)3月11日

出雲市長 飯塚 俊之

1 請求代表者の住所及び氏名

出雲市	中尾 繁
出雲市	象谷 幸正
出雲市	常陸 実
出雲市	原 隆利

2 請求の要旨

別紙のとおり

## 島根原子力発電所2号機の再稼働について、市民の意向を問い、市民の意思を的確に反映させる出雲市住民投票条例制定請求の要旨

2011年3月の福島第一原子力発電所事故によって、私達は、万が一の事故が起こりうること、その被害の重大さ、深刻さを知りました。いまなお、5万人以上が避難中です。

松江市に立地する中国電力島根原子力発電所2号機の再稼働によって、もし、万が一の過酷事故が起こったなら、松江市の住民のみならず、出雲市民も生命・健康・生活、環境等に多大な影響を受けることになります。

2021年9月15日、原子力規制委員会は、島根原発2号機の新規制基準に基づく設置変更を許可しました。しかし、原子力規制委員会が設置変更を許可したからといって、即、安全を保障したものではないと同委員会自身再三言明しています。

島根原発2号機の再稼働にあたっては、中国電力との安全協定や国のエネルギー基本計画等により、立地自治体である島根県と松江市の同意（事前了解）が必要とされています。一方、UPZ圏内（30Km圏内）に位置する周辺自治体（出雲市ほか4市と鳥取県）には「事前了解権」はありません。しかし、過酷事故が起これば同じように被害を受ける、周辺自治体の住民の声も、しっかりと聴く場が必要だと考えます。

私達は、広く市民の意思と意向を確認する方法として、地方自治の理念である「住民自治」の原則にのっとり、再稼働に対し、市民が、地域で議論し、熟慮して、それぞれの結論を出し、それらを投票において表明する、住民投票の実施が最も適していると考えます。

私達市民が、将来を引き継ぐ次の世代のためにも、一人ひとりが責任をもって島根原発2号機の稼働を考え、議論し、意見表明する重要な機会の場合として住民投票の実施を求め、本条例の制定を請求します。